

改正後		現行	
別表第6 排水特定施設(第15条, 第19条, 第27条関係)		別表第6 排水特定施設(第15条, 第19条, 第27条関係)	
1	畜舎(馬の飼養に用いる同一敷地内のものであって, 260平方メートル以上500平方メートル未満のものに限る。別表第8において同じ。)	1	畜舎(馬の飼養に用いる同一敷地内のものであって, 260平方メートル以上500平方メートル未満のものに限る。別表第8において同じ。)
2	石材加工業の用に供する研磨施設及び湿式切断施設	2	石材加工業の用に供する研磨施設及び湿式切断施設
3	車両の洗浄施設(水質汚濁防止法施行令別表第1第71号に規定するものを除く。)	3	車両の洗浄施設(水質汚濁防止法施行令別表第1第71号に規定するものを除く。)
4	卸売市場(卸売市場法(昭和46年法律第35号)第2条第2項に規定するものをいう。以下この項において同じ。)に設置される卸売場及び仲卸売場(青果物(野菜及び果実をいう。)に係るもの(同法第4条第1項の規定による農林水産大臣の認定を受けた中央卸売市場に設置されるもの及び当該卸売市場に設置される卸売場の面積が330平方メートル未満のものを除く。))及び水産物に係るもの(同法第4条第1項の規定による農林水産大臣の認定を受けた中央卸売市場に設置されるもの, 水質汚濁防止法施行令別表第1第69号の2に規定するもの及び当該卸売市場に設置される卸売場の面積が200平方メートル(主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で, その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者, 水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのもの)であっては, 330平方メートル)未満のものを除く。)に限る。)	4	地方卸売市場(卸売市場法(昭和46年法律第35号)第2条第4項に規定するものをいう。)に設置される卸売場及び仲卸売場(青果物(野菜及び果実をいう。)に係るもの(同法第4条第1項の規定による農林水産大臣の認定を受けた中央卸売市場に設置されるもの及び当該卸売市場に設置される卸売場の面積が330平方メートル未満のものを除く。))及び水産物に係るもの(同法第4条第1項の規定による農林水産大臣の認定を受けた中央卸売市場に設置されるもの, 水質汚濁防止法施行令別表第1第69号の3に規定するもの)を除く。)に限る。)
5	廃油処理施設(水質汚濁防止法施行令別表第1第70号に規定するものを除く。)	5	廃油処理施設(水質汚濁防止法施行令別表第1第70号に規定するものを除く。)
6	練炭又は豆炭の製造の用に供する排ガス洗浄施設	6	練炭又は豆炭の製造の用に供する排ガス洗浄施設
7	舗装材料の製造の用に供する洗浄施設	7	舗装材料の製造の用に供する洗浄施設
8	パン又は菓子の製造の用に供する洗浄施設(従業員30人以上の工場等に係るものに限る。)	8	パン又は菓子の製造の用に供する洗浄施設(従業員30人以上の工場等に係るものに限る。)
9	病院(医療法第1条の5第1項に規定するものをいう。)に設置されるちゅう房施設, 洗浄施設及び入浴施設(水質汚濁防止法施行令別表第1第68号の2に規定するもの及び湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)第3条第2項の指定地域にあっては, 湖沼水質保全特別措置法施行令(昭和60年政令第37号)第5条第1号に規定するものを除く。)	9	病院(医療法第1条の5第1項に規定するものをいう。)に設置されるちゅう房施設, 洗浄施設及び入浴施設(水質汚濁防止法施行令別表第1第68号の2に規定するもの及び湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)第3条第2項の指定地域にあっては, 湖沼水質保全特別措置法施行令(昭和60年政令第37号)第5条第1号に規定するものを除く。)
10	特定給食施設(健康増進法(平成14年法律第103号)第20条第1項に規定するものであって, 1日に1,000食(霞ヶ浦及び北浦水域にあっては, 300食)以上の食事を供給するもの(水質汚濁防止法施行令別表第1第66号の4に規定するものを除く。))に限る。)	10	特定給食施設(健康増進法(平成14年法律第103号)第20条第1項に規定するものであって, 1日に1,000食(霞ヶ浦及び北浦水域にあっては, 300食)以上の食事を供給するもの(水質汚濁防止法施行令別表第1第66号の4に規定するものを除く。))に限る。)
11	段ボール箱製造の用に供するコルゲートマシン	11	段ボール箱製造の用に供するコルゲートマシン
12	納豆製造業の用に供する湯煮施設(蒸煮施設を含む。)	12	納豆製造業の用に供する湯煮施設(蒸煮施設を含む。)
13	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設(総床面積が240平方メートル(霞ヶ浦及び北浦水域にあっては, 120平方メートル)以上の事業場に係るもの(水質汚濁防止法施行令別表第1第66号の5に規定するものを除く。))に限る。)	13	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設(総床面積が240平方メートル(霞ヶ浦及び北浦水域にあっては, 120平方メートル)以上の事業場に係るもの(水質汚濁防止法施行令別表第1第66号の5に規定するものを除く。))に限る。)
14	飲食店(次の項及び16の項に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が280平方メートル(霞ヶ浦及び北浦水域にあっては, 100平方メートル)以上の事業場に係るもの(水質汚濁防止法施行令別表第1第66号の6に規定するものを除く。))に限る。)	14	飲食店(次の項及び16の項に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が280平方メートル(霞ヶ浦及び北浦水域にあっては, 100平方メートル)以上の事業場に係るもの(水質汚濁防止法施行令別表第1第66号の6に規定するものを除く。))に限る。)
15	そば店, うどん店, すし店のほか, 喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(次の項に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が420平方メートル(霞ヶ浦及び北浦水域にあっては, 150平方メートル)以上の事業場に係るもの(水質汚濁防止法施行令別表第1第66号の7に規定するものを除く。))に限る。)	15	そば店, うどん店, すし店のほか, 喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(次の項に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が420平方メートル(霞ヶ浦及び北浦水域にあっては, 150平方メートル)以上の事業場に係るもの(水質汚濁防止法施行令別表第1第66号の7に規定するものを除く。))に限る。)
16	料亭, バー, キャバレー, ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし, 又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設(総床面積が1,000平方メートル(霞ヶ浦及び北浦水域にあっては, 360平方メートル)以上の事業場に係るもの(水質汚濁防止法施行令別表第1第66号の8に規定するものを除く。))に限る。)	16	料亭, バー, キャバレー, ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし, 又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設(総床面積が1,000平方メートル(霞ヶ浦及び北浦水域にあっては, 360平方メートル)以上の事業場に係るもの(水質汚濁防止法施行令別表第1第66号の8に規定するものを除く。))に限る。)
17	野菜又は果実の洗浄, 切断等による加工(当該野菜又は果実の本質を変えず形態のみを変化させることをいう。)を専ら行う業の用に供する洗浄施設及び原料処理施設	17	野菜又は果実の洗浄, 切断等による加工(当該野菜又は果実の本質を変えず形態のみを変化させることをいう。)を専ら行う業の用に供する洗浄施設及び原料処理施設
17の2	霞ヶ浦及び北浦水域にあっては, 処理対象人員が51人以上200人以下のし尿浄化槽	17の2	霞ヶ浦及び北浦水域にあっては, 処理対象人員が51人以上200人以下のし尿浄化槽
18	特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設	18	特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設
備考 この表において「特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設」とは, 複数の特定事業場から排出される水の共同処理施設及び特定事業場から排出される水を別の事業場において処理する場合の処理施設をいう。		備考 この表において「特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設」とは, 複数の特定事業場から排出される水の共同処理施設及び特定事業場から排出される水を別の事業場において処理する場合の処理施設をいう。	